



令和2年3月24日

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会 提言

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月に中国湖北省武漢市において確認されて以降、世界的に感染が拡大しており、世界保健機関（WHO）は、本年3月11日に「パンデミックとみなせる」として世界的に大流行になっているとの認識を示した。

日本国内においても感染者は増加の一途をたどっており、全国で1,100人を超えてい。兵庫県内では、3月1日に初めて感染者が確認されて以降、3月23日までに113人の感染者が確認されており、都道府県の中でも5番目の多さとなっている。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約80%の人は軽症で済む一方、5%程は重篤化し、高齢者や基礎疾患を持つ人は特に重症化しやすいと言われている。感染者の中には無症状の者もあり、気づかないうちに感染が拡大し、あるとき突然爆発的に患者が急増（オーバーシュート）するおそれがある。

兵庫県では、こうした事態を回避し、感染拡大防止に向けた対策を協議するため、有識者等で構成する本協議会を設置した。本協議会は、県内の感染状況や、医療体制等を踏まえ、被害を最小限に食い止めるための提案として、本提言を取りまとめた。

兵庫県におかれましては、本提言の内容をご理解いただき、感染拡大を防止するための対策につなげていただきたい。

1 クラスターの解消と第2次感染の封じ込めについて

3月1日に県内初の感染者が確認されて以降、3月23日までに113名の感染者が確認されているが、その大部分は、特定の病院、デイケア施設、認定こども園など感染源が明らかになっている。県は、さらに追跡・確認、健康観察を徹底し、国や市町等と連携して、クラスター（患者集団）の解消と、感染者からの第2次感染の封じ込めに全力で取り組む必要がある。

※複数の感染者が確認されている施設

仁恵病院（姫路市）、宝塚第一病院（宝塚市）、北播磨医療センター（加東市）、グリーンアルス伊丹（伊丹市）、神戸市内の認定こども園（1箇所）・デイケア施設（1箇所）、

2 検査体制について

PCR検査については、県内31箇所の帰国者・接触者外来からの依頼等に対し、3月19日の183件を最高に、県内4カ所の地方衛生研究所と協力機関で実施している。

引き続き、クラスター対策等のため、検査機関の相互の協力により、濃厚接触者を含む必要な検査が迅速に行なわれることが必要である。

特に、帰国者の感染患者が増加していることに鑑み、帰国者対策を強化する。

3 医療体制の確保について

現在の入院患者数 92 人に対して、感染症指定医療機関を中心に 246 床の受入可能病床を確保しており、県内の当面の入院医療体制は確保されているといえる。

一方で、特定の病院に入院が集中していることから、新型コロナウイルス入院コーディネートセンターを活用し、軽症者をその他の受入可能病院に振り分ける必要がある。併せて、感染症指定医療機関においては、重症患者の入院体制の確保を図るため、院内の感染症対策や安全性に配慮したうえで、重症度合いに応じた適切な病床での入院を行なうべきである。

今後の患者数の増加に備え、救急医療体制との両立を目指し、神戸等の都市部を中心に幅広い医療機関の参画を得て、さらなる病床確保に努める必要がある。また、重症患者の入院医療に支障が生じる場合も想定し、安全性を確保したうえで、無症状者及び軽症者患者の中間施設や自宅での安静・療養に向けた検討を速やかに進めるべきである。

加えて、新型コロナウイルス感染症以外の救急患者の受入については、広域災害・救急医療情報システムも活用しつつ、重篤な患者については、3次救急医療機関の間での広域搬送調整、それ以外の患者については、輪番制に参加する2次救急医療機関等での受入調整を事前に行ない、地域医療の確保に取り組む必要がある。

外来についても、帰国者・接触者外来の増設に向け、医療機関に対して設置を働きかけるとともに、さらなる対策となる臨時外来の設置を関係医療機関の協力を得て準備する必要がある。

4 医療用資機材の確保について

国への積極的な働きかけによる医療機関向けマスクの配布や、友好省からの支援を受けるなどにより、医療用マスク等については当面の使用量が確保できている。

しかしながら、国内外の現在の感染状況を考えると、短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要があることから、引き続きマスク等の医療用資機材の安定的な確保に努める必要がある。

5 学校について

最も感染拡大のリスクを高める環境は、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発生が行われる、という3つの条件が同時に重なる場であり、これに該当する行動を十分抑制することが重要である。

県教育委員会は、地域の感染状況に応じて対応すべきとする国の通知を受けて、県内5学区について、感染者の発生やクラスターの有無により部活動等の自粛の継続、あるいは緩和を行うこととしており、今後もこの方針に基づき、対応することが望ましい。

6 社会教育施設について

必ずしも「3つの条件が同時に重なる場」ではないが、現時点の感染状況を踏まえると感染拡大防止に向けた対策が必要である。

したがって、県立美術館、芸術文化センター等における現状の自粛を当面、3月31日まで継続すべきである。

7 社会福祉施設について

高齢者は特に重症化しやすいことから、高齢者施設などの社会福祉施設は、感染拡大を防止するため、不要不急の面会を控えるとともに、面会者への手洗いやマスク着用を徹底する必要がある。

8 イベント等について

イベント等については、①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定されること、②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること、③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性から、特に感染者が確認されている地域ではイベントの中止・延期等を当面の間、継続すべきである。

なお、主催者がどうしても開催する必要があると判断する際は、①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、②密閉空間・密集場所・密接場面など集団感染の発生リスクが高い状況の回避、③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡などの対応を講ずることが求められる。

9 帰国者への対策について

海外からの帰国者の感染確認が相次いでいることから、帰国者からの感染拡大を防止するため、次のことに取り組むべきである。

(1) 国への要請

帰国者の自主的な対応に任せのではなく、検疫所長の指定する場所での 14 日間待機の徹底や、関係機関が連携した健康観察体制の構築、水際対策の強化を国へ要請すること

(2) 県民への呼びかけ

帰国者本人はもとより、その家族等に対して、保健所に申し出て帰国して 2 週間は健康管理を行い、体調に変化があった場合には帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）に申し出るよう呼びかけること

10 県民への発信について

これ以上の感染拡大を防止するため、次のことを県民に呼びかけることが肝要である。

- ① 手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策の徹底
- ② バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などにより抵抗力を高めること
- ③ 発熱等の症状がみられる場合の外出の自粛、並びに症状が続く場合の帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）への申し出
- ④ 換気の悪い密閉空間、人が密集、近距離での会話や発生が行われる「3つの条件」の回避
- ⑤ 不要不急の外出や会合の自粛。特に、大阪、神戸・阪神間など人口密集地との不要不急の往来の 3 月 31 日までの自粛
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する不明・不安な点などがある場合の、相談窓口への相談
- ⑦ 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害が生じていることを踏まえ、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処すること

資料 1

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和2年3月23日24時現在）

(単位：人)

検査実施者数		陽性者数（累積）			
	陽性者数（累積）	入院中		死亡	退院
		中等症以下	重 症		
1,722	113	92	86	6	15

2 小規模患者クラスター（集団）別等の患者数（106名）

(単位：人)

区分	延べ患者数（うち重複）	P C R 検査実施者数
認定こども園	8	29
医療機関①	5	43
医療機関②	7 (1)	271
医療機関③	14	179
デイケア①	45 (1)	242
デイケア②	7 (1)	8
ライブ関係	13 (1)	
海外渡航者	7	

3 感染経路不明（7名）

県	神戸市	西宮市	計
2	4	1	7

医療提供体制の確保について

1 趣旨

県内の患者の状況や国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言(3月19日)等を踏まえ、重症化対策を中心とした医療提供体制を構築するとともに、さらなる患者の増加に備えるために必要な準備等を行ない、県内の医療提供体制の確保を図っていく。

2 当面の医療提供体制

区分	基本方針	備考
入院体制	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関(54床)を中心に重症患者(酸素投与が必要、入院が必要な合併症を併発等)に対応 ・一定の感染症予防策を講じたうえで必要な病床を確保【国5,000床×5%＝250床】 ・患者の状況等を踏まえ、さらなる病床の確保に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標：254床 ○現状：246床
外来体制	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来で対応しており、さらに協力を求めていく 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標：40施設 ○現状：31施設

【圏域別受入可能病床数】

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	合計
46	94	50	8	19	8	6	15	246

3 今後の状況の進展に応じて必要となる取組等

(1) 入院体制

課題	取組状況等
・患者の重症度合に応じた迅速な入院調整	・新型コロナウイルス入院コーディネートセンター(CCC-hyogo)の設置(3月19日)・運営
・入院患者の増加により、重症患者の入院医療の提供に支障が生じる可能性への対応	・軽症者等の自宅療養の検討(資料5)
・一般の救急患者等の他病院での受入調整等によるコロナ感染症重症患者等の病床確保	・広域災害救急医療情報システム(兵庫県EMIS)や地域医療情報ネット等を活用した調整等を検討

(2) 外来体制

課題	取組状況等
・外来患者の増加により、帰国者・接触者外来での医療提供に支障が生じる場合を想定した	<ul style="list-style-type: none"> ・テント等を活用した臨時外来(20カ所)の設置の準備 ・必要な感染症予防策を講じた一般医療機関での外来診療の検討

資料 2-2

新型コロナウイルス入院コーディネートセンター (CCC-hyogo) の設置

県内で新型コロナウイルス感染症患者が増加している状況を鑑み、患者がその症状に応じた適切な医療を受けられるよう円滑な入院調整を行うため、「新型コロナウイルス入院コーディネートセンター (CCC-hyogo)」を設置する。

1 設置日

令和2年3月19日（木）

2 設置場所

新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置

3 業務内容

(1) 入院調整

- 各保健所の依頼により、新たな陽性患者の入院調整
- 受入患者の状況、入院患者の症状に応じた転院調整

(2) 情報の共有・一元管理

- 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用した情報共有
- 各医療機関に照会・問い合わせのうえ情報把握、情報の一元管理

[医療機能情報]

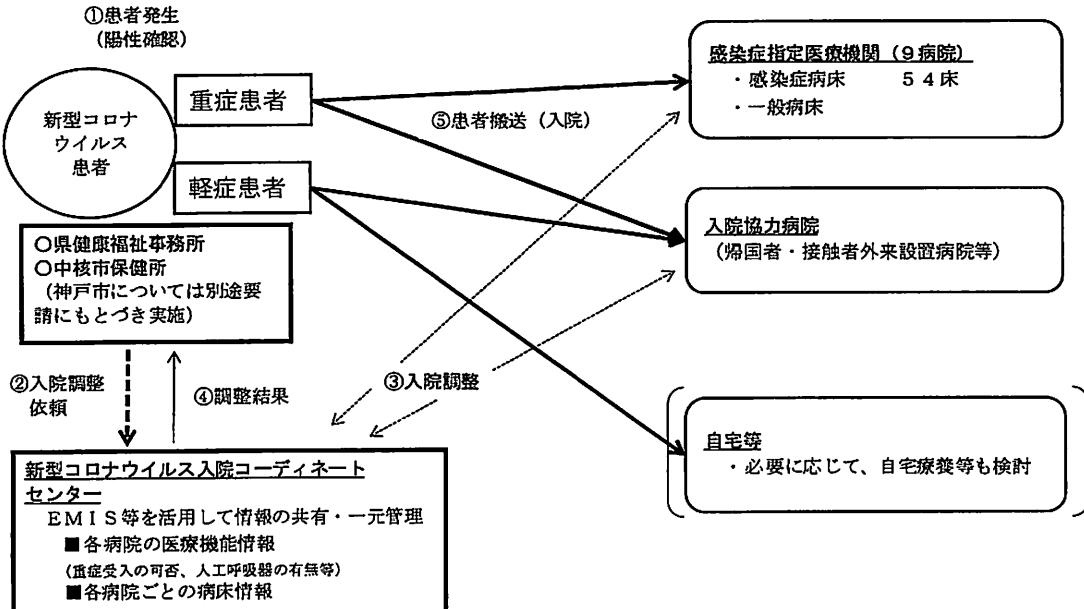
- ・ 症状別の患者受入可能人数
- ・ 人工呼吸器の有無
- ・ 特別な対応が必要な患者（透析患者・精神疾患・妊婦・小児患者等）
- の対応可否

[病床情報]

- ・ 入院中の患者数
- ・ 特別の対応が必要な入院患者数
- ・ 症状ごとの空床情報
- ・ 入院患者の症状

(3) 受入先となる医療機関の拡大・支援

- ・ 各医療機関と交渉のうえ、入院先となる受入先の確保
- ・ 一般病床における感染症患者受入体制への支援



医療用マスク等の確保について

1 県内の在庫及び今後の見通し推計 (3/10 現在 医務課調)

(単位:千枚・着)

区分	在庫	使用量/(月)	差引
サージカルマスク	3,726	2,620	1,106
N95マスク	200	76	124
合計	3,926	2,696	1,230
防護服	28	11	17

- 県全体として1ヶ月分の使用量（マスク：270万枚、防護服1.1万着）を超える在庫はあるが、マスクについては約40%、防護服については約2%の病院において、1ヶ月以内に在庫がなくなる状況であった。
- 3月31日の棚卸しに合わせて、再調査を実施（予定）

2 対応状況等

(1) マスク

① 国が確保した医療機関向けサージカルマスクの配布

- ・各省庁保有分（8万6千枚）：～3/18配布済
- ・メーカー納入分（約61万枚）：今週中に医療機関へ送付見込み

区分	不足枚数 (1ヵ月後)	各省庁 保有分	メーカー 納入分	配布枚数 計
感染症指定医療機関 ※	92,000枚	42,000枚	71,000枚	113,000枚
帰国者・接触者外来	48,000枚	24,000枚	27,000枚	51,000枚
その他の病院	409,000枚	0枚	426,000枚	426,000枚
その他一般診療所等	85,000枚	20,000枚	92,000枚	112,000枚
計	634,000枚	86,000枚	616,000枚	702,000枚

⇒ 4月中旬までの医療機関の不足状況は、概ね解消される見込み

[※ 感染症指定医療機関ごとの配布枚数 (113,000枚の内訳)]

医療機関名	枚数	医療機関名	枚数
神戸市立医療センター 中央市民病院	5,000枚	赤穂市民病院	16,000枚
県立尼崎総合医療センター	46,000枚	公立豊岡病院	3,000枚
県立加古川医療センター	13,000枚	県立丹波医療センター	6,000枚
市立加西病院	4,000枚	県立淡路医療センター	11,000枚
姫路赤十字病院	9,000枚	計	113,000枚

② 中国からの寄附・支援

- ・民間からの寄附〔医療用：1万枚〕：～3/18 県立病院へ配布済み
- ・中国(広東省・海南省)からの支援〔N95：5万枚、医療用：70万枚〕：3/23, 3/24 到着。今後配送予定。

③ その他

- ・国に対する優先供給要請
- ・兵庫県医薬品卸業協会等への提供依頼

(2) その他（マスク以外）の各種防護具

① エタノール消毒液の支援

提供先	品名等	配布本数	配布先
中国人民对外友好協会	微酸性次塩素酸水スプレー	6,360 本	高齢者施設等
(株)ピカソ美化学研究所	ハンドジェル	5,000 本	訪問介護事業所
計		11,360 本	

※ 中国人民对外友好協会（3/24 到着済。今後配送予定）、ピカソ（3/18 発送）

- ② 国による手指消毒用エタノールの優先供給〔5,400セット（うち医療機関等 1,885）〕
：4/5までに生産された製品を発注順に順次配送予定

- ③ 医療機器取扱事業者等への防護服、ゴーグル等の提供依頼

＜その他医療資機材の状況＞

（単位：千個・枚）

区分	在庫	使用量/(月)	差引
ゴーグル（個）	34	39	△5
フェイスシールド（枚）	82	77	5
ディスポーザブルガウン（枚）	325	245	80
手袋（枚）	31,110	24,796	6,314

（3/10 現在 医務課調）

新型コロナウイルス感染症への対応状況（兵庫県）

1 積極的疫学調査

- ・患者の行動調査により、感染経路および濃厚接触者を特定するための調査を実施
- ・濃厚接触者の 14 日間の健康観察・有症状時の PCR 検査

2 検査・医療体制

(1) 医療体制

①入院病床確保

- ・第 1・2 種感染症指定医療機関 9 病院 54 床
- ・帰国者・接触者外来医療機関等 約 190 床確保済

②帰国者・接触者外来の設置支援（37 病院）

③個人防護具、空気清浄機等の院内感染防止のための設備等の整備支援

(2) 医療用マスク等の確保

①県全体として、1 カ月分の使用量(270 万枚)の在庫はあるが、約 4 割の病院においては、1 カ月以内に在庫がなくなる状況

(県内医療機関におけるマスク推計)

区分	在庫	使用量/(月)	差引
サージカルマスク	3,726 千枚	2,620 千枚	1,106 千枚
N95 マスク	200 千枚	76 千枚	124 千枚
合計	3,926 千枚	2,696 千枚	1,230 千枚

【3/10 現在 医務課調 ※3 月末に再調査予定】

- ・兵庫県医薬品卸業協会へマスク提供の依頼(3/11)
- ・国に対して医療用マスク（N95 マスク）を県及び感染症医療機関等への優先供給（購入）を要請(3/12)
- ・医療機器販売事業者へ働きかけ（3/17 実施、3/23 にも実施予定）
- ・国備蓄マスク（8 万 6 千枚）を感染症指定医療機関等に優先的に配布（15 病院、2 団体）(3/18)

②県立病院

- ・感染症指定医療機関等に①個人寄贈分（3/16 10,000 枚）、②国送付（各省庁保有）分（3/18 31,000 枚）を配布済
- ・県立病院全体の医療用マスクの備蓄は 4 月上旬に枯渇見込み
※使用枚数を抑制するとともに、新たな入手ルートを早急に模索中
※1 日あたり使用枚数：約 13,000 枚
- ・全国知事会において、国の責任における確保・調達を要望

(3) 検査体制

当面は県立健康科学研究所及び県内 3 カ所の地方衛生研究所の検査で対応

- ・1 日あたり検査可能件数 162 件（県 90, 神戸 24, 姫路 24, 尼崎 24） 最大実績（3 月 12 日） 110 件

3 相談・情報提供

(1) 相談窓口の設置

〈相談件数〉

①24時間コールセンター (4人1組×3班体制)	5,894件 (2/28～3/18)
②帰国者・接触者相談センター	県内感染者確認前 (2/7～2/29) 1,605件
	県内感染者確認後 (3/1～3/16) 3,647件

(2) 情報提供

県民向けメッセージの発信等

(3) 県精神保健福祉センターでのこころのケア相談

〈相談件数〉 22件 (2/7～3/16)

(4) 在留外国人等に対する多言語での生活相談

ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む (11言語対応を実施)

4 学校等

(1) 県立学校

春季休業中においても引き続き感染症防止対策を徹底し、以下の内容により学校運営を行う。

①児童生徒及び教職員の健康管理を引き続き徹底する。外出するか否かは外出先の感染状況を踏まえ、保護者と相談（各自）のうえ、判断する。

②部活動は、次のとおりとする。

- ・活動場所は校内ののみ。密集、換気、飛沫感染となる会話等に留意する。
- ・活動時間は1日2時間を上限。
- ・少なくとも月～金に2日、土日に1日の計3日は休む。
- ・対外試合・合同試合は行わない。

③新1年生への入学者説明会は、予防措置を講じた上で、簡素化し実施

④新学期は例年どおりとする方向で準備する。

※感染防止対策を実施しながら、通常の教育活動の再開に向けて準備

(2) 市町立学校

県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断

(3) 私立小中高

臨時休業期間の延長（3/23まで）等を要請（県教育委員会と同様の対応）

→県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断

- ・休業要請100校、休業実施100校

(4) 専修学校・各種学校（私学）

県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断

- ・休業要請122校、休業実施105校、通常どおり17校

[参考] 私立幼稚園(190園)

- ・保育の必要のある子どもの受入等あり152園、通常保育13園、休業実施25園

(5) その他

- ①兵庫県立大学学位授与式（3/24）中止
- ②神出学園（3/2～3/15）休校（修了式3/11簡素に実施）
- ③山の学校（3/2～3/5）休校（修了式3/6簡素に実施）
- ④総合衛生学院（3/16～4/5）春季休業
 - ・4/6 始業式
 - ・4/7 入学式縮小開催予定（入学生と学校関係者のみ）
 - ・ただし、本部会議及び県内の発生状況により適宜検討
- ⑤農業大学校（3/2～4/9）休業（卒業式3/24簡素に実施予定）
- ⑥森林大学校（3/2～3/15）休業（卒業式3/19簡素に実施予定）
- ⑦公共職業能力開発施設（ものづくり大学校等）修了要件をみたしていない者対象の補講のみ実施（修了式・卒業式は中止）

(6) SNSによる相談受付

相談受付時間 12:00～20:30（3/25まで）

5 社会教育施設等

(1) 対応方針

①県主催事業

- ・3/31まで自粛を基本とする現行の運営を継続

②貸館事業

- ・主催者の判断による

(2) 主な施設の対応状況

①芸術文化施設

県立美術館、県立美術館王子分館（横尾忠則現代美術館・原田の森ギャラリー）、
兵庫陶芸美術館、県立図書館、県立歴史博物館、人と自然の博物館、コウノトリの
郷公園、県立考古博物館

- ・3/24まで自粛（イベント及び各種講座等は3/24まで引き続き自粛）
- ・その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断

芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場、兵庫県民会館

- ・県主催事業の中止・延期
- ・その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断

②高齢者大学等

いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学（5大学）、
ふるさとひょうご創生塾

- ・卒業式及び講座の中止・延期

③生活創造センター等

生活創造センター・文化会館等、ひょうごボランタリープラザ、消費生活情報プラザ

- ・施設運営者主催の不特定多数が集うイベントの中止・延期
- ・貸館利用は感染症対策の上で、主催者・利用者の自主判断

- ④ひょうご環境体験館（3/4～3/24 休館）
- ⑤障害者スポーツ交流館（2/28～3/24 休館）
- ⑥ふれあいスポーツ交流館（3/5～3/24 トレーニング室 閉鎖）
- ⑦体育施設

総合体育館、文化体育館、海洋体育館、円山川公苑、奥猪名健康の郷、武道館、兎和野高原野外教育センター、弓道場、神戸西テニスコート

- ・指定管理者に対し、3/31まで現行の取扱いの継続を要請

(3) 県立都市公園における花見の対応

花見期間中（3月20日から4月5日まで）、次のとおりとする。

- ・一般花見客の来園・宴会は妨げないが、飲酒の禁止を求める。
(期間中、酒類の自動販売機は休止)
- ・滞留防止のため、露店等の出店は不可
- ・密集の恐れが高い場所に、一定の間隔で目印を設ける等の密集防止策を講じる。

6 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- ①国通知に基づき、感染症防止対策の注意喚起を実施
 - ・高齢者施設、障害者施設等での不要不急の面会の自粛
 - ・面会者へのマスク着用の要請
 - ・まん延期には面会中止
 - ・患者発生及び濃厚接触者が多数確認された通所・短期入所サービスへの休業要請

※訪問サービス事業者等に対して、自宅待機中の方へ必要な代替サービス提供の協力依頼

- ②寄附を受けたハンドジェル5千本を施設に配布

〈高齢者福祉施設のマスク・アルコール消毒液備蓄状況〉

区分	在庫	使用量/(月)	差引
マスク	7,922千枚	5,752千枚	2,170千枚
アルコール消毒液	105千リットル	132千リットル	▲27千リットル

【3/18 時点 推計値】

- ③「就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労導入支援事業」に係る国庫申請予定
(3/23 提出予定)
 - ・タブレット端末等、テレワークのシステム導入経費等を支援

〈障害者施設のマスク・アルコール消毒液備蓄状況〉

区分	在庫	使用量/(月)	差引
マスク	1,646千枚	2,768千枚	▲1,122千枚
アルコール消毒液	29千リットル	28千リットル	1千リットル

【3/18 時点 推計値】

→全国知事会を通じ、高齢者福祉施設等に優先的に配布できるスキームの構築を要望

- ④市町に対し、不足物資の確保についての相談窓口設置を依頼

今後、国等から入手した物資分配で活用

(2) 保育所・放課後児童クラブ等

- ①国通知に基づき、感染予防に留意して原則開所を依頼
 - ・41市町で保育所実施
 - ・35市町で放課後児童クラブを実施（他市町は学校開放等で対応）
- ②患者発生及び濃厚接触者が多数確認された保育所等への休業要請

〈保育所のマスク・アルコール消毒液備蓄状況〉

区分	在庫	使用量/(月)	差引
マスク	126千枚	232千枚	▲106千枚
アルコール消毒液	3千リットル	11千リットル	▲8千リットル

【3/18 時点 推計値】

〈放課後児童クラブのマスク・アルコール消毒液備蓄状況〉

区分	在庫	使用量/(月)	差引
マスク	30千枚	289千枚	▲259千枚
アルコール消毒液	1千リットル	1.3千リットル	▲2千リットル

【3/18 時点 推計値】

(3) その他

- ①こどもの館（3/7～3/15）休館

7 企 業

(1) 時差出勤、テレワーク等の活用要請

- ①県商工会議所連合会、県商工会連合会をはじめ関係117団体を通じ、事業所等へ時差出勤、テレワーク等の活用について要請済み
- ②交通事業者に対し、時差出勤への対応を要請（3/11）
交通事業者の対応状況を把握（3/13）
 - ・鉄道・路線バスとも、利用者数が減少しており、時差出勤に伴うピーク時の新たな混雑の発生は見受けられない
- ③ホームページにより雇用調整助成金の活用を周知

(2) 中小企業融資制度による対応

- ①経営活性化資金【新型コロナウイルス対策】（3/16～）
 - ・審査期間を1週間程度に短縮（通常3週間）
 - ・限度額（運転資金）3,000万円→5,000万円
- ②借換資金【新型コロナウイルス対策】（3/16～）
 - ・既往債務の返済負担を軽減
 - ・限度額1億円→2.8億円、貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、
業歴1年以上→3か月以上
- ③新型コロナウイルス危機対応資金（3/16～）
 - ・危機関連保証（全国的経済危機等）を活用し、経営円滑化貸付を拡充

(別枠で限度額 2.8 億円)

- ・貸付利率 0.7%+保証料率 0.8% = 1.5%、業歴 1 年以上→3か月以上

④新型コロナウイルス対策資金 (2/25~)

- ・セーフティネット保証 4 号(突発的地域災害、3/2)、5 号(業況悪化業種)を活用し、
経営円滑化貸付を拡充(別枠で限度額 2.8 億円)
- ・貸付利率 0.7%+保証料率 0.8% = 1.5%、業歴 1 年以上→3か月以上

(3) 金融対策特別相談窓口 (1/31~)

相談件数: 722 件 (3/19 時点)

(4) 金融機関への配慮要請

- ①中小企業融資制度取扱金融機関に対し既往債務に係る返済緩和のための条件変更等の
弾力的な運用を要請 (2/18)
- ②県内信用金庫に対し、制度融資の積極的な活用を依頼 (3/11)

(5) 調達における対応

- ①事業者の実情や要望等を踏まえ、予算の繰越(明許・事故)について、柔軟に対応
※相談のあった 3 件を明許繰越で計上予定
- ②国通知を受け、各市町・庁内契約担当課等へ周知 (3/9)
- ③公共工事・業務受注者の意向を踏まえ、工事又は業務の一時中止等柔軟に対応
(一時中止期間は 3/19まで)
 - ・工事 1 件、委託 12 件について、3/15までの一時中止を実施
うち委託 6 件(2 社)は、延長により 3/19まで継続

8 イベント等

- ①感染症対策の措置徹底(消毒液設置、利用者の手洗い・咳エチケットの徹底等)
- ②密閉空間、密集、近距離での会話の禁止 3 要素を守り、集客イベントについては中止・
延期等を要請
- ③不要不急の外出や会合についての自粛要請
- ④当面 3 月 24 日まで、大阪、神戸などの人口密集地との不要不急の往来の自粛

患者の自宅療養に向けた入院医療体制への移行

1. 趣旨

今後の感染拡大により、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたさないよう、無症状者・軽症者の自宅での安静・療養に向けた医療体制への移行について検討する。

2. 厚生労働省通知（令和2年3月1日）

軽症者等の自宅療養への移行については、都道府県知事が、協議会の場などを活用して関係者の意見を聴取しつつ、判断するとともに、厚生労働省と相談する。

(1) 移行のタイミング

地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合

(2) 講すべき内容

①症状がない又は医学的に症状が軽い方には、PCR等検査陽性であっても、自宅での安静・療養を原則とし、重症化に備えた連絡体制を徹底する。

(除く、高齢者や基礎疾患有する方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊娠婦等)

②家庭での感染対策について周知するとともに、高齢者や基礎疾患有する者等への家族内感染のおそれがある場合には、入院措置を行う。

3. 兵庫県における自宅療養の考え方（案）

自宅療養とする患者のまず範囲を限定し（第1段階）、患者・家族の状況、医療機関の受入体制への影響、及び地域での感染の拡大状況を踏まえて、対象範囲を拡大する（第2段階）。

(1) 対象とする患者の状況（患者に症状がない又は医学的に症状が軽い者）

第1段階：24時間37.5℃以上の発熱なし、かつ、呼吸器症状が改善傾向

第2段階：持続的に酸素投与が必要な肺炎を有する患者、入院治療が必要な合併症を有する患者その他継続的な入院治療を必要とする患者以外の入院治療が必要ない軽症者

(2) (1)の場合であったも対象としない患者

高齢者、基礎疾患（心血管疾患、糖尿病、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患など）を有する者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、妊娠婦等

(3) その他

- ① 同居者の中に、上記ハイリスク要件に該当する者がいないこと（患者と別室で、トイレ・バスルームの共有を避けられるなら可）
- ② 患者・同居者ともに、「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」（以後、「8つのポイント」と略す）を理解し、実践が可能であること
- ③ 患者が独居の場合、患者が外出を避けての生活が可能となるよう、援護者が存在し、かつ援護者は、8つのポイントを理解し、実践が可能であること
- ④ 患者及び同居者（援護者）と管轄健康福祉事務所（保健所）は、重症化に備えた連絡体制を文書で共有すること

【患者のPCR検査陽性確認時点での症状】

3月1日～22日公表資料（計60件）に基づく

（神戸市、尼崎市、西宮市、明石市、姫路市を除く）

年代	第1段階	第2段階	その他	合計
20～40代	3	4	3	10
50～60代	8	5	2	15
70代	4	2	7	13
80代以上	9	8	5	22
合計	24	19	17	60
(%)	40.0	31.7	28.3	100.0

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹼で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

◆ 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
- ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。

◆ トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。

- ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
- ・感染者の使用したもの分けて洗う必要はありません。

◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。

- ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

- ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹼で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱

(設 置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた段階毎の医療提供体制の検討等を行うため、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 感染状況に応じた段階毎の医療提供体制に関すること。
- (2) 外来医療機関の設定に関すること
- (3) 入院等の広域間調整ルールに関すること。
- (4) 住民や医療関係者に対する感染症対策及び医療情報の提供に関すること。
- (5) 感染状況の段階の判断に関すること。
- (6) その他新型コロナウイルス感染症対策推進のために必要なこと。

(組 織)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 新型インフルエンザ等有識者会議構成員
- (2) 医療関係団体を代表する者
- (3) 行政関係団体を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他適当と認められる者

2 委員は別表に掲げる者とする。

3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第4条 協議会に、座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が事前に指名した委員がその職務を行う。

(会 議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ座長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は会議が開かれる前に委任状を座長に提出しなければならない。
- 5 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝 金)

第6条 委員（県の職員である委員を除く。）もしくは第5条第5項の規定に基づき座長が認めた者（以下「委員等」という。）が、会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅 費)

第7条 委員等が協議会の職務を行うため会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 第5条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部疾病対策課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和3年3月23日をもって効力を失う。

(別表) 要綱第3条第2項関係

区分	氏名	所属等
新型有識者会議構成員等	荒川 創一	神戸大学大学院医学研究科客員教授
	土井 朝子	神戸市立医療センター中央市民病院 総合診療科／感染症科医長
	足立 光平	兵庫県医師会副会長
	成田 康子	兵庫県看護協会会長
	伊地智 昭浩	神戸市保健所長
	今井 雅尚	兵庫県保健所長会長
	加藤 誠実	神戸検疫所長
	中林 志郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
	三上喜美男	神戸新聞社論説委員長
医療関係体	守殿 貞夫	兵庫県病院協会会長
	西 昂	兵庫県民間病院協会会長
	長尾 卓夫	兵庫県精神病院協会会長
	笠井 秀一	兵庫県薬剤師会会長
行政関係	藤原 保幸	兵庫県市長会長
	庵 釜 典章	兵庫県町村会長
有識者	宮良 高維	神戸大学医学部附属病院 感染制御部 教授
	竹末 芳生	兵庫医科大学 感染制御部 主任教授
	中山 伸一	兵庫県災害医療センター長
	長岡 賢二	兵庫県下消防長会長
	長嶋 達也	兵庫県病院事業管理者